

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽島市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

羽島市長

公表日

令和4年2月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法等関連法令に基づき市民の健康増進を図るために行う市の施策及び市が行政措置として行う歯周疾患検診及びがん検診の実施に関し、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ・各種事業の対象者を把握し、受診勧奨通知を行う。 ・各種検診(健康診査)事業の対象者に対し、受診票を発行する。 ・各種検診(健康診査)事業実施後の受診票に記載された情報に基づき保健指導を行う。 ・健康教育、健康相談、訪問指導を実施する。 ・番号法別表第二に基づき、市は、他機関からの情報照会に対応するため、健康増進事業に関する特定個人情報を中間サーバーに登録する。 ・番号法別表第二に基づき、市は健康増進法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するため、健康増進事業に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、情報連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民健診システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一項番76 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第54条 ・羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第1の8及び9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番102の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第50条 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番102の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健幸福祉部子育て・健幸課
②所属長の役職名	健幸担当課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	羽島市総務部総務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	羽島市健幸福祉部子育て・健幸課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [<input checked="" type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①健幸福祉部健幸推進課 ②横山郁代	①健幸福祉部子育て・健幸課 ②課長		
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	羽島市健幸福祉部健幸推進課 〒501-6292岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111	羽島市健幸福祉部子育て・健幸課 〒501-6292岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111		
令和1年6月25日	評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	課長	健幸担当課長		
令和1年6月25日	IVリスク対策	—	リスク対策	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年2月19日	II 1いつ時点の計数か	平成29年3月29日時点	令和2年2月19日時点		
令和2年2月19日	II 2いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和2年2月19日時点		
令和3年3月1日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民健診システム、宛名管理システム	健康管理システム、宛名管理システム	事後	
令和4年2月17日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法等関連法令に基づき市民の健康増進を図るために行う市の施策及び市が行政措置として行う歯周疾患検診及びがん検診の実施に関し、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ・各種事業の対象者を把握し、受診勧奨通知を行う。 ・各種検診(健康診査)事業の対象者に対し、受診票を発行する。 ・各種検診(健康診査)事業実施後の受診票に記載された情報に基づき保健指導を行う。 ・健康教育、健康相談、訪問指導を実施する。	健康増進法等関連法令に基づき市民の健康増進を図るために行う市の施策及び市が行政措置として行う歯周疾患検診及びがん検診の実施に関し、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ・各種事業の対象者を把握し、受診勧奨通知を行う。 ・各種検診(健康診査)事業の対象者に対し、受診票を発行する。 ・各種検診(健康診査)事業実施後の受診票に記載された情報に基づき保健指導を行う。 ・健康教育、健康相談、訪問指導を実施する。 ・番号法別表第二に基づき、市は、他機関からの情報照会に対応するため、健康増進事業に関する特定個人情報を中間サーバーに登録する。 ・番号法別表第二に基づき、市は健康増進法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するため、健康増進事業に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月17日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、情報連携システム	事前	
令和4年2月17日	I 情報連携 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月17日	I 情報連携 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	-	<p>【【情報照会】】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二項番102の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26念/内閣府/総務省/令第7号)第50条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二項番102の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26念/内閣府/総務省/令第7号)第50条 	事前	